

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年2月28日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第 70 号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市四条烏丸駐車場の項中「午後10時」を「午後12時」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(建設局管理部建設総務課)